

**新エネルギー発電設備事故対応・構造強度  
ワーキンググループ（第16回）－議事要旨**

日時：平成31年3月11日（月）10：00～12：00

場所：経済産業省別館3階 312会議室

**出席者：**

**<委員>**

勝呂座長、青木委員、奥田委員、熊田委員、西尾委員、弘津委員、安田委員（五十音順）

**<オブザーバー>**

海津 一般社団法人日本風力発電協会部長

西川 日本大学理工学部電気工学科教授

**<事業者>**

新阜 淡路市 産業振興部付部長

上江洲 沖縄新エネ開発株式会社 事業開発・設備運用グループ 課長

中山 白馬ウインドファーム株式会社 取締役

**議題：**

（1）最近の風力発電設備における事故の原因検証について

① 楚洲風力発電所のブレード折損事故について

② 淡路市北淡震災記念公園風力発電設備における倒壊事故について（続報）

③ 白馬ウインドファームのブレード折損事故について（続報）

<関連>ナセルクレーンハッチ落下事故を受けたクレーンハッチロックの点検のお願い（周知文）について（報告）

（2）発電用風力設備の技術基準及び解釈等の改訂について

① 港湾における着床式洋上風力発電設備に関する「発電用風力設備の技術基準」等の改正の方向性について

② 工事計画審査の見直し（再改訂案の改訂）について

（3）今年度実施した調査事業の進捗状況について（報告）

① 小出力発電設備に該当する太陽電池及び風力発電設備の保安実態調査について

② 風力発電設備の工事計画審査への認証制度の活用について

③ 風力データの利活用について

（4）前回のWG以降の動きについて

① 太陽電池発電設備をめぐる対応状況について

- ② 小形風力発電設備のナセル落下事故について
- ③ 小出力発電設備所有者への注意喚起

**概要：**

(1) 最近の風力発電設備における事故の原因検証について

① 楚洲風力発電所のブレード折損事故について

→沖縄新エネ開発株式会社から資料1-1に基づき説明があり、本件については資料を一部修正し、委員へ書面で報告することとして、審議自体は終了となった。具体的には、委員からは、今後の台風に対する再発防止対策を施したことによって非常用電源が止まらないこと、非常用電源が耐えうれば Class II の風車でもブレードは耐えることを資料に追記するよう指摘があった。また、非常用発電機を所有している他の発電所でも起こり得るため、同一要因による対策をもう少し詳しく検討すべきと指摘があり、事務局からは、昨夏の他の事例も基に、非常用電源の喪失と風車の制御の問題に関する水平展開策を検討していくとの返答があった。

② 淡路市北淡震災記念公園風力発電設備における倒壊事故について（続報）

→淡路市から資料1-2に基づき説明があり、本件については資料を一部修正し、委員へ書面で報告することとして、審議自体は終了となった。具体的には、委員からは、資料における主語が設置者（所有者）であることを明確にすること、電源を切っていた期間に風車が回転していたかどうかを記載すること、表4-4は鉄筋の降伏点なのか引張強さなのかが分かるように書き方を工夫すること等が修正点として指摘された。また、水平展開策は、次回WGまでに事務局が検討し、報告することとなった。

③ 白馬ウインドファームのブレード折損事故について（続報）

→白馬ウインドファーム株式会社から資料1-3に基づき進捗報告があった。引き続き調査し、次回WGで報告することとなった。

<関連>ナセルクレーンハッチ落下事故を受けたクレーンハッチロックの点検のお願い（周知文）について（報告）

→事務局から、前回のWGでの委員からの指摘を受け、3月8日付けで周知文を全ての風力発電所の設置者に対して発出した旨の報告があった。

(2) 発電用風力設備の技術基準及び解釈等の改訂について

① 港湾における着床式洋上風力発電設備に関する「発電用風力設備の技術基準」等の改正の方向性について

② 工事計画審査の見直し（再改訂案の改訂）について

→事務局から資料2-1、資料2-2に基づいて説明があり、委員からは特段の意見は無く、スケジュール通りに改正及び見直しを行っていくこととなった。

(3) 今年度実施した調査事業の進捗状況について（報告）

① 小出力発電設備に該当する太陽電池及び風力発電設備の保安実態調査について

- ② 風力発電設備の工事計画審査への認証制度の活用について
  - ③ 風力データの利活用について
- (4) 前回のWG以降の動きについて

- ① 太陽電池発電設備をめぐる対応状況について
- ② 小形風力発電設備のナセル落下事故について
- ③ 小出力発電設備所有者への注意喚起

→事務局から資料3、資料4-1、資料4-2に基づいて説明があり、委員からは、太陽電池発電設備の浸水リスクについて各自治体のハザードマップを活用すべきこと、のり面崩壊リスクについて土木の知見をどのように反映していくかを今後明らかにする必要があること、また、15m以上の小形風力発電設備について、できれば建築基準法時と同等の規制がかかるように検討すること等の指摘があり、オブザーバーからは、50kW未満の太陽電池発電設備の仕様規定化について、原則とした際のメリット・デメリットを勘案して検討すべきとの指摘があった。

最後に、次回ワーキンググループは、年度明けに改めて調整させていただく旨を連絡し、閉会した。

**問い合わせ先：**

経済産業省産業保安グループ電力安全課  
電話 : 03-3501-1742  
FAX : 03-3580-8486